

知的財産専門職大学院基準の改定について  
(新旧対照表及び改定の理由・内容)

2016 (平成 28) 年 9 月 14 日  
公益財団法人 大 学 基 準 協 会

I. 「凡例」及び「知的財産専門職大学院基準について」

新	旧	改定の理由・内容
<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>関連法令等を以下のように略す。  「学 教 法」: 学校教育法  「学教法施規」: 学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号)  「大 学」: 大学設置基準 (昭和 31 年文部省令第 28 号)  「大 学 院」: 大学院設置基準 (昭和 49 年文部省令第 28 号)  「専 門 職」: 専門職大学院設置基準 (平成 15 年文部科学省令第 16 号)  「告示第 53 号」: <u>専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号)</u></p>	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p><u>本基準において、関連法令等を以下のように略した。</u>  「学 教 法」: 学校教育法  「学教法施規」: 学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号)  「大 学」: 大学設置基準 (昭和 31 年文部省令第 28 号)  「大 学 院」: 大学院設置基準 (昭和 49 年文部省令第 28 号)  「専 門 職」: 専門職大学院設置基準 (平成 15 年文部科学省令第 16 号)  「告示第 53 号」: <u>平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件)</u></p>	<p>一部文言の修正を行った。</p> <p>他の法令と記載を統一するとともに、告示の名称を省略せずにフルタイトルで記載することとした。</p>
<p>知的財産専門職大学院基準について</p>	<p>知的財産専門職大学院基準について</p>	

(1) 知的財産専門職大学院基準は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が、知的財産修士（専門職）又はこれに相当する名称の学位を授与する知的財産専門職大学院の認証評価を行うために設定したものである。

(2) 本協会は、これまで、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。

知的財産専門職大学院基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

(3) 知的財産専門職大学院基準は、以下の8つの大項目で構成されている。

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1 使命・目的               |                   |
| 2 教育内容・方法・成果          | 4 学生の受け入れ         |
| (1) 教育課程・ <u>教育内容</u> | 5 学生支援            |
| (2) 教育方法              | 6 <u>教育研究等</u> 環境 |
| (3) 成果                | 7 管理運営            |
| 3 教員・教員組織             | 8 点検・評価、情報公開      |

(1) 知的財産専門職大学院基準は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が知的財産専門職大学院の認証評価機関として、知的財産修士（専門職）又はこれに相当する名称の学位を授与する知的財産専門職大学院の認証評価を行うために設定されたものである。

(2) 本協会は、大学が適切な教育研究の水準の維持・向上を図るための指針として、同時に本協会が行う大学評価の基準として「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。

知的財産専門職大学院基準は、大学基準を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

(3) 知的財産専門職大学院基準は、以下の8つの大項目により構成されている。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| 1 使命・目的                |              |
| 2 <u>教育</u> の内容・方法・成果等 | 4 学生の受け入れ    |
| (1) <u>教育課程等</u>       | 5 学生支援       |
| (2) <u>教育方法等</u>       | 6 教育研究環境     |
| (3) <u>成果等</u>         | 7 管理運営       |
| 3 教員・教員組織              | 8 点検・評価、情報公開 |

再検討のうえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。

再検討のうえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。

一部文言の修正を行った。

本協会が設定している他の専門職大学院基準との構成上の整合性を図るために、大項目名を一部変更した。

(4) 基準の各大項目は、「本文」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、専門職大学院制度の趣旨を考慮したうえで、それぞれの知的財産専門職大学院が自ら掲げる固有の目的（以下「固有の目的」という。）を実現し、教育目標を達成するために、各大項目において最も基本的な事項について大綱的に定めたものである。

「評価の視点」は、2つの機能を有する。すなわち第一に、評価を受ける知的財産専門職大学院が、自己点検・評価の円滑な実施と知的財産専門職大学院における教育研究活動の改善に資するためのものとして、第二に、本協会の評価者が、文字通り評価を行う際の視点としての役割を果たすものである。

「評価の視点」は、以下の2段階に分かれている。

【レベルⅠ】

知的財産専門職大学院に必要とされる最も基本的な事項

ここでは、それぞれの知的財産専門職大学院が専門職大学院の制度目的並びに各知的財産専門職大学院固有の目的及び教育目標の実現のために、教育内容・方法・成果、教員組織、学生の受け入れ、施設・設備等に関する最も基本的な事項において、適切な水準が維持されているか否かについて評価を行う。

(4) 基準の各大項目は、「本文」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、専門職大学院制度の趣旨を考慮した上で、それぞれの知的財産専門職大学院が自ら掲げる固有の目的（以下「固有の目的」という。）を実現するために、各大項目において最も基本的な事項について大綱的に定めたものである。

「評価の視点」は、2つの機能を有する。すなわち、第一に、評価を受ける知的財産専門職大学院にとっては、自己点検・評価の円滑な実施及び知的財産専門職大学院における教育研究活動の改善に資するためのものとして、第二に、評価者である本協会にとっては、文字通り評価を行う際の視点としての役割を果たすものである。

なお、「評価の視点」は、次の2段階に分かれている。

【レベルⅠ】

知的財産専門職大学院に必要とされる最も基本的な事項

ここでは、それぞれの知的財産専門職大学院が、専門職大学院関連法令を遵守し、固有の目的の実現のために、カリキュラム編成及び授業科目の開設状況、入学定員に対する入学者数、専任教員数、施設・設備の充実度など、学生の学習環境や教員の教育研究条件等について、どのように整備し、どのような教育を提供しているかについて評価が行われる。

再検討のうえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。

再検討のうえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。

【レベルⅠ】に関わる事項のうち、

- ◎は法令等の遵守に関する事項である。原則として、「評価の視点」の後に（ ）で根拠となる専門職大学院関連法令の名称と該当条文を示している。  
この事項に問題がある場合は、「勧告」を付す。  
ただし、「勧告」とまではいえないが、知的財産専門職大学院の一層の改善を促す必要があると認められた場合には、「問題点」を付す。
- は本協会が知的財産専門職大学院に求める基本的事項である。  
この事項に問題がある場合は、「問題点」を付す。  
ただし、重大な問題がある場合は、「勧告」を付す。

【レベルⅡ】

- 知的財産専門職大学院の固有の目的に即した特色ある取り組みに関する事項
- 知的財産専門職大学院の教育研究の質を継続的に維持・向上させていくために取り組んでいくことが望まれる事項

ここでは、知的財産専門職大学院が、固有の目的を実現するために取り組んでいる事項、すなわち当該知的財産専門職大学院の特色や強みなどに関する評価を行う。

また、知的財産専門職大学院が、教育研究の質を継続的に維持・向上させていくために取り組んでい

【レベルⅠ】に関わる事項のうち、

- ◎は、法令の遵守に関する事項である。  
各「評価の視点」の（ ）は、根拠となる専門職大学院関連法令の名称と該当条文を示している。  
この事項に問題がある場合は、原則として「勧告」<sup>(※)</sup>を付す。ただし、問題の状況が軽微な場合は、当該事項に「問題点」<sup>(※)</sup>を付す。
- は、本協会が法令に準じて知的財産専門職大学院に求める基本的事項である。  
この事項に問題がある場合は、原則として「問題点」<sup>(※)</sup>を付す。ただし、重大な問題がある場合は、当該事項に「勧告」<sup>(※)</sup>を付す。

【レベルⅡ】

知的財産専門職大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項

知的財産専門職大学院は、固有の目的の実現のためにに払っている努力とその効果について、点検・評価の結果を明らかにすることが必要である。

また、固有の目的を実現するために、知的財産専門職大学院が行っている特色ある取り組みについても積極的な点検・評価を行うことが求められる。

再検討のうえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。

再検討のうえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。

再検討のうえ、適切な定義となるよう、修正を行った。

再検討のうえ、適切な内容となるよう、修正を行った。

<p><u>くことが望まれる事項についてもここで評価を行う。</u></p> <p>【レベルⅡ】に関わる事項のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>取り組みとして成果が上がっている、又は機能している</u>と評価できる場合は、「<u>長所</u>」を付す。</li> <li>・ <u>さらなる取り組みが必要と判断される場合は、「問題点</u>」を付す。</li> </ul>	<p><u>ここでは、レベルⅠの視点に加えて、固有の目的の実現状況や努力の成果を検証する視点からの評価が行われる。すなわち、固有の目的の実現に向けてどれだけ有効な活動を行っているかに焦点を当てた評価や、教育上の成果から固有の目的の実現状況や努力の成果を検証する視点からの評価がこれに当たる。</u></p> <p>【レベルⅡ】に関わる事項のうち、<u>固有の目的の実現のために払っている努力の状況及びその成果並びに特色ある取り組みについて、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>不十分である</u></li> <li>・ <u>制度化とその制度の運用が不十分である</u></li> </ul> <p>場合は、「<u>問題点</u>」<sup>(※)</sup>を付す。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>努力の成果が十分上がっている</u></li> <li>・ <u>制度が整い、十分機能している</u></li> </ul> <p>場合は、「<u>長所</u>」を付す。</p>	<p>上記の定義も踏まえつつ、再検討のうえ、より分かりやすい内容となるよう、記載方法の修正を行った。</p>
---	--	--

◆レベルⅠとⅡを表にまとめると以下ようになる。

評価の視点 のレベル	評価の視点に関わる事項	評価における提言
レベルⅠ◎	法令等の遵守に関する事項	勧告（ただし、状況によっては問題点）
レベルⅠ○	本協会が知的財産専門職大学院に求める基本的事項	問題点（ただし、重大な問題がある場合は勧告）
レベルⅡ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産専門職大学院の固有の目的に即した特色ある取り組みに関する事項</li> <li>知的財産専門職大学院の教育研究の質を継続的に維持・向上させていくために取り組んでいくことが望まれる事項</li> </ul>	問題点、長所

(5) 認証評価結果に付される提言のうち、「勧告」は、知的財産専門職大学院に対して、改善計画を立て、速やかにその具体的な措置を講じることを求める事項について付されるものであり、2年後に提出を求める改善報告書では、改善完了結果を報告することが義務づけられる。

これに対して、「問題点」は、知的財産専門職大学院の改善を一層促進させることを目的に付されるものであり、2年後に提出を求める改善報告書では、その対応状況について報告することが義務づけられる。

(6) 知的財産専門職大学院の認証評価の結果は、「勧告」の状況を総合的に判断し、教育の質に重大な欠陥が認められた場合には、認定を否とし、これ

◆レベルⅠとⅡを表にまとめると以下ようになる。

評価の視点 のレベル	評価の視点に関わる事項	評価における提言
レベルⅠ◎	法令の遵守に関する事項	・勧告（ただし、問題の状況が軽微な場合は、問題点）
○	本協会が法令に準じて知的財産専門職大学院に求める基本的事項	・問題点（ただし、重大な問題がある場合は勧告）
レベルⅡ○	知的財産専門職大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項	・長所 ・問題点

(※) 知的財産専門職大学院の認証評価の結果は、「勧告」の状況を総合的に判断し、知的財産専門職大学院基準に適合しているか否かを判定する。なお、知的財産専門職大学院として重大な問題が認められた場合は、知的財産専門職大学院基準に適合していないものと判定する。

認証評価結果に付される提言のうち、「勧告」は、知的財産専門職大学院に対して、改善計画を立て、速やかにその具体的な措置を講じることを求める事項について付すものであり、2年後に提出を求める改善報告書では、改善が適切になされていることを前提に、それに至る経緯・経過及び現況を報告することが義務づけられる。

これに対して、「問題点」は、知的財産専門職大学院の改善の支援を目的に付すものであり、2年後に

レベルⅠ及びレベルⅡに関する各種の変更・修正に合わせて、表の内容にも変更・修正を行った。また、一部表の形式等にも変更を行った。

レベルⅠ及びレベルⅡに関する内容を取りまとめた表の説明として(※)とされていた部分については、その重要性に鑑み、上記(1)～(4)と連続する内容として位置づけることとした。また、この変更に伴い、指摘事項の内容を先に説明し、これを受けて認定の可否に関する説明を行うように変更した。

<u>に当たらない場合は、認定を可とする。</u>	<u>提出を求める改善報告書では、その対応状況について報告することが義務づけられる。</u>	
---------------------------	--	--

## II. 知的財産専門職大学院基準

※評価の視点番号の変更に関しては、「改定の理由・内容」において言及しない。

新	旧	改定の理由・内容
知的財産専門職大学院基準  平成 23 年 11 月 18 日決定 <u>平成 28 年 9 月 14 日改定</u>	知的財産専門職大学院基準  平成 23 年 11 月 28 日決定	新しい改定日を追加した。
<b>1 使命・目的</b>	<b>1 使命・目的</b>	
<p>知的財産専門職大学院は、21世紀の社会において、知的財産分野に期待される役割を十分に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。</p> <p>知的財産専門職大学院は、知的財産基本法<sup>※</sup>の趣旨及び知的財産専門職大学院を設置する大学の理念に鑑み、<u>専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を掲げ、その実現に向けて教育研究活動を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。また、知的財産専門職大学院は、固有の目的を学則等に定め、教職員・学生等の学内構成員に対して周知を図ることが必要であ</u></p>	<p>知的財産専門職大学院は、21世紀の社会において、知的財産分野に期待される役割を十分に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。</p> <p><u>各知的財産専門職大学院は、知的財産基本法<sup>(※)</sup>の趣旨及び各知的財産専門職大学院を設置する大学の理念に鑑み、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うとする専門職学位課程の目的に適った各知的財産専門職大学院固有の目的（以下「固有の目的」という。）を明確に定めなければならない。また、固有の目的は、学内外に広く明らかにすることが必要である。さらに、固有の目的の実現状況や社</u></p>	<p>評価の視点の内容について整理を行ったことから、これに合せた適切な内容となるよう、左記のとおり修正を行った。</p>

<p>る。</p> <p>※知的財産基本法</p> <p>第 7 条：大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。</p> <p>第 22 条：国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>会的要請の変化等を視野に入れながら、教育研究活動を行うために必要な組織・制度を整備し、人材養成を行うことが求められるため、固有の目的の実現に向けたアクション・プランを策定することが望まれる。</u></p> <p><u>(※) 知的財産基本法</u></p> <p>第 7 条：大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。</p> <p>第 22 条：国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。</p>	
<p><b>目的の設定及びその適切性</b></p>	<p><b>目的の適切性</b></p>	<p>評価の視点の内容に変更を加えたことから、これに合せた項目名の変更を行った。</p>
<p><u>1-1 固有の目的を設定し、かつ、学則等に定めているか（「大学院」第 1 条の 2）。</u></p> <p style="text-align: right;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p> <p>1-2 固有の目的は、知的財産基本法の趣旨を踏まえ、かつ、専門職学位課程の目的に適ったものであるか（「専門職」第 2 条第 1 項）。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(移動)</u></p> <p>1-1 固有の目的は、知的財産基本法の趣旨を踏まえ、かつ、専門職学位課程の目的に適ったものであるか。（「専門職」第 2 条第 1 項）</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、再検討のうえ、法令の趣旨が明確となるよう、評価の視点 1-2 について文言の修正を行ったうえ、視点番号についても変更を行った。</p>

	レベル I ◎	レベル I ◎	
目的の周知	目的の周知		
<p>(移動)</p> <p>(移動・統合)</p> <p>1-3 教職員や学生等の学内構成員に対して、固有の目的を周知しているか。</p>	<p>1-2 固有の目的は、学則等に定められているか。  <u>(「大学院」第1条の2)</u></p> <p>1-3 固有の目的は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか。  <u>(「学教法施規」第172条の2)</u></p> <p>1-4 固有の目的は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。</p>	<p>上記理由を参照。</p> <p>情報公開に関する内容は、大項目8に集約することとし、当該評価の視点は、そちらに移動・統合することとした。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p>	
アクション・プランの策定	アクション・プランの策定		
<p>1-4 固有の目的を実現するためのアクション・プランを策定しているか。</p>	<p>1-5 固有の目的を実現するためのアクション・プランは策定されているか。</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>	
特色ある取り組み	特色ある取り組み		
<p>1-5 固有の目的には、どのような特色があるか。</p>	<p>1-6 固有の目的について、特色として強調している点</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>	

<p style="text-align: center;">レベルⅡ○</p>	<p style="text-align: center;">はあるか。また、その具体的な内容とは何か。</p> <p style="text-align: center;">レベルⅡ○</p>	
<p><b>2 教育内容・方法・成果</b> <u>(移動)</u></p>	<p><b>2 教育の内容・方法・成果等</b> <b>(1) 教育課程等</b></p>	<p>基準委員会の方針に従い、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と大項目の名称と平仄を合わせるために、一部文言の修正を行った。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>知的財産専門職大学院は、固有の目的を達成するために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。</u></p> <p><u>知的財産専門職大学院は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、知的財産分野に必要な授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成する必要がある。</u></p>	<p><u>各知的財産専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程等を適切に管理することが必要である。</u></p> <p><u>各知的財産専門職大学院は、固有の目的に則して、学習成果を明らかにした学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を立てることが必要である。また、学位授与方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を立てることが必要である。</u></p> <p><u>教育課程を編成するにあたっては、その方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、知的財産マネジメントに必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高度専門職業人としての高い職業倫理観の涵養を図り、グローバルな活躍ができる知的財産分野のプロフェッショナルな人材を養成できるようにすることが必要である。同時に、授業科目は、知的財産分野に関する社会の期待に応えるためにふ</u></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、再検討を行い、(1)教育課程等、(2)教育方法等、(3)成果等の各項目に記載されていた基準本文をひとつに集約した。また、以下の項目及び評価の視点の内容をも勘案して、本文を適切な内容となるよう変更した。</p>

<p>単位認定、課程修了認定及び在学期間の短縮に当たっては、客観性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。</p> <p>知的財産専門職大学院が十分な教育上の成果を上げるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。</p> <p>知的財産専門職大学院は、教育研究活動を通じていかなる教育成果が上がっているかを不断に検証することが重要である。そのためには、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。</p>	<p>さわしい内容とするとともに体系的に配置する必要がある。くわえて、学生が系統的・段階的に履修できるよう適切に配慮することが必要である。</p> <p>単位認定、課程の修了にあたっては、関連法令を踏まえた基準・方法を設定し、その基準・方法によって適切に行わなければならない。また、その基準・方法は、学生に周知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(移動・統合)</p> <p style="text-align: center;">(移動・統合)</p>	
<p>(1) 教育課程・教育内容</p>	<p style="text-align: center;">(移動)</p>	<p>基準委員会の方針に従い、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるために、大項目名の一部修正及び記載場所の変更を行った。</p>
<p>教育課程の編成</p>	<p>教育課程の編成</p>	

<p>2-1 <u>学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っているか。</u>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ○</span></p> <p>2-2 <u>学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成しているか（「専門職」第6条）。</u>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p>	<p>2-1 <u>学位授与方針は明文化され、学生に周知されているか。</u>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ○</span></p> <p>2-2 <u>理論と実務の架橋教育である点に留意しつつ、固有の目的に照らして教育課程の編成・実施方針を立て、固有の目的を実現するためにふさわしい授業科目を開設し、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっているか。</u>  （「専門職」第6条）  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p>	<p>学位授与方針に加え、教育課程の編成・実施方針の明文化に関する評価の視点に変更を行った。</p> <p>評価の視点2-1の内容を踏まえつつ、一部文言の修正を行った。</p>
<p>(1) <u>教育課程が、産業界の企業やその他の団体・機関等における知的財産専門人材に必要な知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R&amp;Dマネジメント、企業経営などの専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高い職業倫理観の涵養を図り、グローバルな視野を持つ交渉力のある知的財産分野のプロフェッショナルな人材を養成する観点から編成していること。</u></p> <p>(2) <u>知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目や広い視野を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、知的財産実務技能を修得させる実践的科目等を適切に配置していること。</u></p>	<p>(1) <u>教育課程が、知的財産マネジメントに必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高い職業倫理観の涵養を図り、グローバルな視野を持つ交渉力のある知的財産分野のプロフェッショナルな人材を養成する観点から適切に編成されていること。</u></p> <p>(2) <u>知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる、知的財産権法に関する科目、経営・技術を含む周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されて</u></p>	<p>従前の認証評価結果及び知財教育の現状と課題を踏まえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。</p> <p>知財教育の現状と課題を踏まえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。</p>

<p>(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。</p> <p>2-3 知的財産基本法に基づく「<u>知的財産推進計画</u>」、社会からの要請、<u>学術の発展動向</u>、<u>学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮しているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>いること。</p> <p>(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう<u>適切に配慮</u>されていること。</p> <p>2-3 <u>教育課程の編成に際して</u>、知的財産基本法に基づく「<u>知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画</u>」、社会からの要請及び社会情勢などの動向、<u>学術の発展動向</u>、<u>学生の多様なニーズ等に対応して配慮しているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p>
<p><b>単位認定、課程の修了及び在学期間の短縮</b></p>	<p><b>単位認定、課程の修了等</b></p>	<p>評価の視点の内容に合せた項目名に変更した。</p>
<p>2-4 <u>各授業科目の単位数を、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定しているか</u>（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-5 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、<u>学生が 1 年間又は 1 学期間に履修登録することができる単位数の上限を設定しているか</u>（「専門職」第 12 条）。</p>	<p>2-4 <u>授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮して、適切な単位が設定されているか。</u> （「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-5 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、<u>学生が年間又は各学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。</u>（「専門職」第 12 条）</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、一部文言の修正を行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p>

<p>2-6 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該知的財産専門職大学院に入学前に修得した単位を入学後に当該知的財産専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該知的財産専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っているか（「専門職」第13条、第14条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>2-6 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該知的財産専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該知的財産専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該知的財産専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。（「専門職」第13条、第14条）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>2-7 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定しているか（「専門職」第2条第2項、第3条、第15条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>2-7 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数が、法令上の規定に対して適切に設定されているか。（「専門職」第2条第2項、第3条、第15条）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>2-8 課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示しているか（「専門職」第10条第2項）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>2-8 課程の修了認定の基準・方法は、学生に周知されているか。（「専門職」第10条第2項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>2-9 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定しているか（「専門職」第16条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>2-9 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿って設定されているか。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。（「専門職」第16条）</p>	<p>再検討のうえ、適切な内容となるよう、修正を行った。</p>

<p>2-10 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示しているか。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-10 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法が、学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示されているか。また、明示された基準・方法は、公正かつ厳格に運用されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p><b>学位の適切性</b></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、学位の適切性に関する項目を新設した。</p>
<p>2-11 授与する学位には、知的財産分野や当該知的財産専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付しているか（「学位規則」第5条の2、第10条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、学位の適切性に関する評価の視点を新設した。</p>
<p><b>特色ある取り組み</b></p>	<p><b>特色ある取組み</b></p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>2-12 教育課程・教育内容には、固有の目的に即してどのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">レベル II ○</p>	<p>2-11 教育課程等について、弁理士試験の短答式免除を受けるための授業科目の提供など、特色ある取組みを行っているか。また、その具体的な内容とは何か。</p> <p style="text-align: right;">レベル II ○</p>	<p>再検討の結果、知財教育の現状と課題を踏まえ、特色に関して、各大学における自由な記述を促すため、具体例は記述しないこととした。</p>

<p>(2) 教育方法</p>	<p>(2) 教育方法等</p>	<p>基準委員会の方針に従い、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と大項目の名称と平仄を合わせるために、一部文言の修正を行った。</p>
<p><u>(移動・統合)</u></p>	<p><u>各知的財産専門職大学院では、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導・学習相談体制を整備し、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導及び学習相談を行う必要がある。</u></p> <p><u>教育方法については、知的財産分野の特性に応じて、理論と実務の架橋を図ることができるよう、事例研究、双方向・多方向で行われる討論、その他の方法により授業を行うなど、固有の目的を達成し得る実践的な教育を行うことができるよう、適切に配慮しなければならない。また、ひとつの授業科目を履修する学生数については、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数としなければならない。</u></p> <p><u>授業の内容・方法等及び成績評価基準・方法等については、学生に対してシラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。また、成績評価にあたっては、専門職学位課程の目的を踏まえ、学生に明示した基準・方法により公正かつ厳格に行わなければならない。</u></p> <p><u>授業の内容・方法の改善を図るためには、組織的な研修・研究を適切に実施しなければならない。また、学生</u></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、再検討を行い、(1)教育課程等、(2)教育方法等、(3)成果等の各項目に記載されていた基準本文をひとつに集約した。</p>

	<p>による授業評価を組織的に実施して教育の改善につながる<u>とともに、その仕組みを大学院内の関係者間で適切に共有し、教育の改善に有効に機能させることが必要である。</u></p>	
<b>履修指導、学習相談</b>	<b>履修指導、学習相談</b>	
<p>2-13 学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>2-14 インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みを<u>規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>2-12 学生に対する履修指導、学習相談が学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>2-13 インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みが<u>規程等で明文化され、かつ、適切な指導が行われているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p>
<b>授業の方法</b>	<b>授業の方法等</b>	一部文言の修正を行った。
<p>2-15 <u>1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっているか（「専門職」第7条）。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>2-14 <u>ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっているか。（「専門職」第7条）</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	一部文言の修正を行った。

<p>2-16 固有の目的を達成し得る実践的な教育を充実させるために、事例研究や現地調査あるいは双方向・多方向で行われる討論等を取り入れた方法等（例えば、フィールドワーク、ワークショップ、シミュレーション、ロールプレイング、インターンシップ）、適切な教育方法や授業形態を採用しているか（「専門職」第8条第1項）。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p> <p>2-17 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としているか（「専門職」第8条第2項）。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p> <p>2-18 通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としているか（「専門職」第9条）。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p>	<p>2-15 固有の目的を達成し得る実践的な教育を行うことができるよう、事例研究、<u>双方向・多方向</u>で行われる討論、<u>その他の方法</u>（例えば、<u>グループ学習</u>、<u>ケースメソッド</u>、<u>シミュレーション</u>、<u>インターンシップ</u>等）により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。  （「専門職」第8条第1項）  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p> <p>2-16 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、<u>その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象</u>としているか。（「専門職」第8条第2項）  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p> <p>2-17 通信教育によって授業を行う場合は、<u>その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象</u>としているか。  （「専門職」第9条）  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p>	<p>知財教育の現状と課題を踏まえ、適切な内容となるよう、文言の修正を行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p>
<b>授業計画、シラバス</b>		
<p>2-19 授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定しているか。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ○</span></p>	<p>2-18 授業時間帯や時間割等は、学生の履修に配慮して設定されているか。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ○</span></p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>

<p>2-20 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスを作成しているか（「専門職」第10条第1項）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-21 授業をシラバスに従って適切に実施しているか。また、シラバスの内容を変更する場合、学生に対してその旨を適切な方法で明示しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>2-19 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスが作成されているか。（「専門職」第10条第1項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-20 授業は、シラバスに従って適切に実施されているか。また、シラバスの内容を変更した場合、学生にその旨が適切な方法で周知されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p>
<b>成績評価</b>		
<p>2-22 成績評価の基準・方法を策定し、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示しているか（「専門職」第10条第2項）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-23 学生に対して明示した基準・方法に基づいて、成績評価を客観的かつ厳格に行っているか（「専門職」第10条第2項）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-24 成績評価において、評価の客観性及び厳格性を</p>	<p>2-21 固有の目的に応じた成績評価の基準・方法が策定され、学生に周知されているか。（「専門職」第10条第2項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-22 成績評価は、明示された基準・方法に基づいて公正かつ厳格に行われているか。（「専門職」第10条第2項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-23 成績評価において、評価の公正性及び厳格性を</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p>

<p>担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みを導入しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みが導入されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	
<p><b>授業の内容・方法の改善</b></p>	<p><b>授業の内容・方法の改善のための組織的な研修等</b></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるために、一部文言の修正を行った。</p>
<p>2-25 授業の内容・方法の改善を図るために、組織的な<u>研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているか</u>（「専門職」第11条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-26 <u>教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めているか</u>。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>2-27 <u>学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備しているか</u>。</p>	<p>2-24 授業の内容・方法の改善を図るために、組織的な<u>研修・研究を適切に実施しているか</u>。（「専門職」第11条）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-25 <u>実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか</u>。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>2-26 <u>学生による授業評価が組織的に実施され、その結果が公表されているか。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みを整備され</u></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、適切な内容となるよう変更した。</p> <p>再検討を行った結果、実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上については、実務家教員と研究者教員という種別にかかわらず、教員として求められる事項であることから、適切な内容となるよう修正を行った。</p> <p>現行の評価の視点 2-26 の内容について、再検討の結果、当該視点で扱うのは学生による授業評価を対象とし、</p>

<p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p> <p>2-28 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p>	<p>ているか。さらに、こうした仕組みが、当該知的財産専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p> <p style="text-align: center;">(移動・新設)</p>	<p>FD活動全般にわたる有効性に関する評価の視点を独立して設定することとした。</p> <p>上記理由を参照。</p>
<p>特色ある取り組み</p>	<p>特色ある取組み</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>2-29 教育方法や教育方法の改善等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p>2-27 教育方法等とその改善について、特色ある取組みを行っているか。また、その具体的な内容とは何か。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>(3) 成果</p>	<p>(3) 成果等</p>	<p>基準委員会の方針に従い、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と大項目の名称と平仄を合わせるために、一部文言の修正を行った。</p>
<p style="text-align: center;">(移動・統合)</p>	<p>各知的財産専門職大学院は、修了者の進路状況等を把握する必要があり、この情報を学内外へ公表しなければならない。さらに、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即した教育効果について評価し、その評価結果を教育の改善に活用することが望ましい。</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、再検討を行い、(1)教育課程等、(2)教育方法等、(3)成果等の各項目に記載されていた基準本文をひとつに集約した。</p>

<p align="center"><u>(移動・統合)</u></p>	<p align="center"><u>修了者の進路状況等の把握・公表</u></p>	<p>情報公開に関する内容は、大項目8に集約することとし、当該評価の視点は、そちらに移動・統合することとした。</p>
<p align="center"><u>(移動・統合)</u></p>	<p>2-28 <u>修了者の進路状況等を把握し、この情報が学内や社会に対して公表されているか。</u> <u>(「学教法施規」第172条の2)</u></p> <p align="right">レベルⅠ◎</p>	<p>情報公開に関する内容は、大項目8に集約することとし、当該評価の視点における修了者の進路状況等の公表に関しては、そちらに移動・統合することとした。</p> <p>なお、修了者の進路状況等の把握については、評価の視点2-31において取り扱うこととした。</p>
<p><u>教育成果の評価</u></p>	<p><u>教育効果の評価とその活用</u></p>	<p>評価の視点の内容に合せた項目名に変更した。</p>
<p>2-30 <u>固有の目的に即した教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用しているか。</u></p> <p align="right">レベルⅠ○</p>	<p>2-29 <u>学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用しているか。</u></p> <p align="right">レベルⅡ○</p>	<p>基準委員会の方針に従い、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準との用語の統一を図るため、一部文言の修正を行った。また、内容の重要性に鑑み、レベルを引き上げた。</p>
<p><u>教育成果の検証とその活用</u></p>	<p align="center"><u>(新設)</u></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、再検討を</p>

		行い、教育成果の検証とその活用に関する項目を新設した。
<p>2-31 <u>学位の授与状況、修了者の進路状況等に関する情報を適切に把握・分析し、知的財産専門職大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>現行の評価の視点 2-28 の内容を整理し、当該視点の一部統合するとともに、教育内容・方法の恒常的な改善への活用に関する視点として設定した。また、内容の重要性に鑑み、レベルを引き上げた。</p>
<p><b>3 教員・教員組織</b></p>	<p><b>3 教員・教員組織</b></p>	
<p>知的財産専門職大学院は、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置しなければならない。また、知的財産専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するに十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、<u>その公正な運用に努めなければならない。</u></p> <p>知的財産専門職大学院は、<u>教員の学問的創造性を伸長し、十全な教育研究活動をなし得るよう、教員の教育研究活動の有効性、組織内運営等への貢献及び社会への貢献について検証し、教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。</u></p>	<p>各知的財産専門職大学院は、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。<u>そのためには、関連法令を遵守するとともに、教員の構成にも配慮して、適切に教員を配置することが必要である。</u>また、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、<u>適切に運用することが必要である。</u>さらに、<u>専門職学位課程にふさわしい教育研究活動が可能な教育研究条件を整備し、教育活動、研究活動、社会貢献、組織内運営等への貢献についても適切に評価する仕組みを整備することが望ましい。</u></p>	<p>各項目及び評価の視点の内容に鑑み、かつ、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準の内容等も参照しつつ、適切な内容となるよう、修正を行った。</p>

専任教員数	専任教員数	
<p>3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。 また、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第1項、第5項）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p style="text-align: center;">(統合)</p> <p>3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。（「告示第53号」第1条第1項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか。（「告示第53号」第1条第5項。なお、2013（平成25）年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されているか。（「告示第53号」第1条第6項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>現行の評価の視点3-1と3-2の内容を整理・統合した。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p>
専任教員としての能力	専任教員としての能力	
<p>3-3 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。</p> <p>1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p>	<p>3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。</p> <p>1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p>	

<p>2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 （「専門職」第5条）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p style="text-align: center;">（移動・統合）</p>	<p>2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 （「専門職」第5条）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>3-5 専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であるか。 （「告示第53号」第2条第1項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>評価の視点3-4に、現行の評価の視点3-5と3-6の内容を整理・統合した。</p>
<p><b>実務家教員</b></p>	<p><b>実務家教員の割合</b></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるために、一部文言の修正を行った。</p>
<p>3-4 法令上必要とされる専任教員数のおおむね3割以上が、5年以上の知的財産分野における実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員から構成されているか（「告示第53号」第2条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p style="text-align: center;">（統合）</p>	<p>3-6 専任教員のうち実務家教員の割合は、知的財産分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であるか。 （「告示第53号」第2条第1項、第2項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>3-5 専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であるか。</p>	<p>現行の評価の視点3-5と3-6の内容を整理・統合した。</p>

	<p>〔「告示第53号」第2条第1項〕</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	
<b>専任教員の分野構成及び科目配置</b>	<b>専任教員の分野構成・科目配置</b>	一部文言の修正を行った。
<p>3-5 知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目や広い視野を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目について、専任教員を適切に配置しているか。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p style="text-align: center;">(統合)</p>	<p>3-7 知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる、知的財産権法に関する科目、経営・技術を含む周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目について専任教員が適切に配置されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>3-8 知的財産分野において実践性を重視する科目に実務家教員が配置されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>現行の評価の視点3-7と3-8の内容を整理・統合した。</p>
<p>3-6 教育上主要と認められる授業科目について、原則として、専任の教授又は准教授を配置しているか。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p style="text-align: center;">(統合)</p>	<p>3-9 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>3-10 教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任</p>	<p>現行の評価の視点3-9と3-10の内容を整理・統合した。</p>

	<p>教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	
<b>専任教員の年齢構成等</b>	<b>教員の構成</b>	再検討のうえ、より内容が分かりやすくなるよう、文言の追加を行った。
<p>3-7 専任教員は、年齢のバランスに考慮して適切な構成となっているか（「大学院」第8条第5項）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>3-11 専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されているか。（「大学院」第8条第5項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	一部文言の修正を行った。
<p>3-8 教員は、職業経歴、国際経験等の多様性や性別のバランスに考慮して適切な構成となっているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>3-12 教員は、多様性（職業経歴、国際経験、性別等）を考慮して適切に構成されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	より内容が分かりやすくなるよう、文言の修正を行った。
<b>教員の募集・任免・昇格</b>	<b>教員の募集・任免・昇格</b>	
<p>3-9 教授、准教授、講師、助教等の職階や客員、任期付き等の属性などを考慮した教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制となっているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>3-13 教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期つき教員等の教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	より内容が分かりやすくなるよう、文言の追加を行った。
<p>3-10 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、公正に運用しているか。</p>	<p>3-14 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が</p>	本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるために、一部文言の修正を行った。

	レベルⅠ○	行われているか。	レベルⅠ○	
(移動)		<b>専任教員の教育研究条件</b>		本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、「専任教員の教育研究条件」を大項目6に移動した。
(移動)		3-15 専任教員の授業担当時間は、教育の準備、研究に配慮したものとなっているか。	レベルⅠ○	上記理由により移動。
(移動)		3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。	レベルⅠ○	同上
(移動)		3-17 専任教員の個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されているか。	レベルⅠ○	同上
(移動)		3-18 専任教員の教育研究活動に必要な機会（研究専念期間制度等）が保証されているか。	レベルⅡ○	同上
<b>教育研究活動等の評価</b>		<b>教育研究活動等の評価</b>		

<p>3-11 専任教員の教育活動、研究活動、<u>組織内運営等への貢献及び社会への貢献</u>について、適切に評価する仕組みを整備しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p>	<p>3-19 専任教員の教育活動、研究活動、<u>社会貢献、組織内運営等への貢献</u>について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合せて、一部文言の修正を行った。なお、内容の重要性に鑑み、レベルを引き上げた。</p>
<p><b>特色ある取り組み</b></p>	<p><b>特色ある取組み</b></p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>3-12 教員組織には、<u>固有の目的に即して、どのような特色があるか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p>3-20 教員組織について、<u>特色ある取組みがあるか。また、その具体的な内容とは何か。</u></p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p><b>4 学生の受け入れ</b></p>	<p><b>4 学生の受け入れ</b></p>	
<p><u>知的財産専門職大学院は、固有の目的を実現することができるよう、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定し、事前にこれらを公表したうえで、適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。</u></p> <p><u>知的財産専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。また、入学者選抜については、責任ある実施体制の下で、学生の受け入れ方針に基づいて適切かつ公正に実施するとともに、その方法について定期的に検証し、その結果を改善に結びつけるこ</u></p>	<p><u>各知的財産専門職大学院は、将来、高度専門職業人として活躍できる資質を有する基礎的能力を持った学生を入学させることが必要である。そのためには、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明示するとともに、選抜基準・方法・手続を整備して、これらに基づき的確かつ公正に学生を受け入れなければならない。また、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。さらに、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法等の学生受け入れのあり方について、継続的に検証する組織体制・仕組みを確立することが望ましい。</u></p>	<p>項目及び評価の視点の新設・変更の内容を反映するとともに、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等との平仄を合わせるために、全体的に修正を行った。</p>

とが重要である。		
<b>学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定・公表並びに適切かつ公正な選抜の実施</b>	<b>学生の受け入れ方針等</b>	評価の視点の内容に鑑みて、項目名を変更した。
<p>4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ公表しているか（「学教法施規」第172条の2）。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p> <p>4-2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表しているか。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ○</span></p> <p>4-3 入学者選抜に当たっては、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適切かつ公正に受け入れているか。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ○</span></p>	<p>4-1 固有の目的に即した学生の受け入れ方針、選抜基準・方法・手続が設定されているか。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ○</span></p> <p>4-2 学生の受け入れ方針、選抜方法・手続が、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。  （「学教法施規」第172条の2）  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ◎</span></p> <p>4-3 入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れているか。  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベル I ○</span></p>	<p>評価の視点4-1及び4-2の内容を再検討した結果、4-1においては学生の受け入れ方針の設定と公表に関して、4-2においては選抜方法及び選抜手続の設定を取扱うこととし、内容の整理・統合を行った。</p> <p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等との平仄を合わせるため、一部文言の修正を行った。</p>
<b>障がいのある者への配慮</b>	<b>（新設）</b>	本協会の他の専門職大学院認証評価の基準を参照するとともに、内容の重要性に鑑みて、「障がいのある者への配慮」に関する項目を新設した。
4-4 障がいのある者が入学試験を受験するための仕	<b>（新設）</b>	上記理由のとおり、当該評価の視点

<p>組みや体制等を整備しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>		<p>を新設した。</p>
<p><b>定員管理</b></p>	<p><b>定員管理</b></p>	
<p>4-5 教育にふさわしい環境を確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しているか（「大学院」第10条第3項）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>4-4 教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。（「大学院」第10条第3項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p><b>入学者選抜の実施体制とその検証</b></p>	<p><b>実施体制</b></p>	<p>関連する内容の項目を整理・統合した。</p>
	<p><b>入学者選抜方法の検証</b></p>	<p>た。</p>
<p>4-6 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施しているか。また、入学者選抜の方法について定期的に検証し、その結果を改善に結びつけているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p style="text-align: center;">（移動・統合）</p>	<p>4-5 入学者選抜が、責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>4-6 学生の受け入れ方針、選抜基準・方法等の学生受け入れのあり方について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル II ○</p>	<p>現行の評価の視点4-5と4-6の内容を整理・統合した。</p>
<p><b>特色ある取り組み</b></p>	<p><b>特色ある取組み</b></p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>

<p>4-7 学生の受け入れについて、<u>固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを行っているか。</u>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベルⅡ○</span></p>	<p>4-7 学生の受け入れについて、<u>特色ある取り組みを行っているか。また、その具体的な内容とは何か。</u>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">レベルⅡ○</span></p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p><b>5 学生支援</b></p>	<p><b>5 学生支援</b></p>	
<p><u>知的財産専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、支援することが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。</u>  <u>さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制を適切に整備し、支援を行うことが必要である。</u>  <u>知的財産専門職大学院は、学生の進路選択等の相談・支援体制を整備し、修了生の進路等についても把握する体制を整備する必要がある。</u></p>	<p><u>各知的財産専門職大学院は、在学中の学生生活及び修了後の進路に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知し、効果的に行う必要がある。また、学生が学習に専念できるよう、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、それらを学生に周知することが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制を適切に整備し、支援することが望ましい。</u></p>	<p>各項目及び評価の視点の内容に鑑み、かつ、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準の内容等も参照しつつ、本文を全体的に変更した。</p>
<p><b>相談・支援体制</b></p>	<p><b>学生生活への相談・支援</b></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準を参照しつつ、より評価の内容に合わせた項目名となるよう一部変更した。</p>
<p>5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効</p>	<p>5-1 学生生活に関する相談・支援体制が適切に整備さ</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評</p>

果的に <u>支援</u> を行っているか。 レベル I ○	<u>れ</u> 、効果的に <u>行</u> われているか。 レベル I ○	価の基準と平仄を合せた。
<b>ハラスメントへの対応</b>	<b>各種ハラスメントへの対応</b>	本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、項目名を一部変更した。
5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、かつ、それらを学生に周知しているか。 レベル I ○	5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されているか。 レベル I ○	一部文言の追加、修正を行った。
<b>経済的支援</b>	<b>学生への経済的支援</b>	本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、項目名を一部変更した。
5-3 奨学金などの <u>経済的支援</u> についての相談・支援体制を整備しているか。 レベル I ○	5-3 奨学金 <u>その他の学生への経済的支援</u> についての相談・支援体制が <u>適切に整備</u> されているか。 レベル I ○	本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合せた。
<b>障がいのある者、留学生、社会人学生への配慮</b>	<b>(移動)</b>	本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、現行基準の「進路等の相談・支援」と項目順序の入れ替えを行った。

<p>5-4 障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制を適切に整備し、支援を行っているか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p>	<p style="text-align: center;">(移動)</p>	<p>上記理由のとおり、現行基準の評価の視点5-4と5-5の入れ替えを行った。また、内容の重要性に鑑み、レベルを引き上げた。</p>
<p>進路に関する相談・支援体制及び把握体制</p>	<p>進路等の相談・支援</p>	<p>評価の視点の内容に鑑み、適切な項目名となるよう変更した。</p>
<p>5-5 学生の進路選択等に関わる相談・支援体制及び修了生の進路等を把握する体制を適切に整備しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p>	<p>5-4 学生の課程修了後を見越したキャリア形成の支援、進路選択等に関わる相談・支援体制が適切に整備され、効果的に行われているか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準を参照しつつ、適切な内容となるよう、修正を行った。</p>
<p style="text-align: center;">(移動)</p>	<p>障がいのある者、留学生、社会人学生への配慮</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、現行基準の「進路等の相談・支援」と項目順序の入れ替えを行った。</p>
<p style="text-align: center;">(移動)</p>	<p>5-5 障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制が適切に整備され、支援が行われているか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p>上記理由のとおり、現行基準の評価の視点5-4と5-5の入れ替えを行った。</p>
<p>特色ある取り組み</p>	<p>特色ある取組み</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>5-6 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	<p>5-6 学生支援について、特色ある取組みを行っているか。また、その具体的な内容とは何か。</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>

レベルⅡ○	レベルⅡ○	
<p><b>6 教育研究等環境</b></p>	<p><b>6 教育研究環境</b></p>	<p>基準委員会の方針に従い、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と大項目の名称と平仄を合わせるために、一部文言の修正を行った。</p>
<p>知的財産専門職大学院は、<u>大学全体の施設・設備も含め、その規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。</u>また、<u>学生の効果的な学習と教員の十分な教育研究活動を促す環境を整備することが必要である。</u></p> <p><u>くわえて、図書館（図書室）については、学生の学習及び教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、使用者に配慮した利用規程や開館時間を設定することが必要である。</u></p>	<p><u>各知的財産専門職大学院は、固有の目的を実現することができるよう、適切に教育研究環境の整備を図らなければならない。そのため、教育研究活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有することが必要である。</u></p> <p><u>コンピュータ、ネットワークその他の情報関連設備も含めた施設・設備については、学生数・教員数等の組織規模に応じて整備することが重要である。その際、障がいのある者に配慮した整備も適切に行うことが望ましい。また、教育研究に資する人的な補助体制を適切に整備することが必要である。</u></p> <p>図書館（図書室）については、学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備され、学生の学習、教員の教育研究活動に配慮した開館時間等を設定することが必要である。</p>	<p>各項目及び評価の視点の内容に鑑み、かつ、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準の内容等も参照しつつ、本文を全体的に変更した。</p>
<p><b>教育形態に即した施設・設備</b></p>	<p><b>教育形態に即した施設・設備</b></p>	
<p>6-1 講義室、演習室その他の施設・設備を<u>各知的財</u></p>	<p>6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、<u>知的財産</u></p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>

産専門職大学院の規模及び教育形態に応じて、適切に整備しているか（「専門職」第17条）。 レベル I ◎	専門職大学院の規模・教育形態に応じ、適切に整備されているか。（「専門職」第17条） レベル I ◎	
<b>学生用スペース</b>	<b>学生用スペース</b>	
6-2 学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されているか。 レベル I ○	6-2 学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、活用されているか。 レベル I ○	一部文言の修正を行った。
<b>障がいのある者への配慮</b>	<b>障がいのある者への配慮</b>	
6-3 障がいのある者のための施設・設備を整備しているか。 レベル I ○	6-3 障がいのある者のために、適切な施設・設備が整備されているか。 レベル II ○	一部文言の修正・追加を行った。 また、内容の重要性に鑑み、レベルを引き上げた。
<b>情報関連設備及び教育研究に資する人的支援体制</b>	<b>情報関連設備</b> <b>人的支援体制の整備</b>	関連する項目との整理・統合を行った。
6-4 学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備しているか。 レベル I ○	6-4 学生の学習、教員の教育研究活動のために必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されているか。 レベル I ○	一部文言の追加を行った。
6-5 教育研究に資する人的な支援体制を整備しているか。	6-5 教育研究に資する人的な支援体制が適切に整備されているか。	

	レベルⅠ○		レベルⅠ○	
<b>専任教員の教育研究環境</b>		<b>専任教員の教育研究条件</b>		大項目3に位置づけられていた項目「専任教員の教育研究条件」を移動した。なお、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、項目名を一部変更した。
6-6 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっているか。 レベルⅠ○		3-15 専任教員の授業担当時間は、教育の準備、研究に配慮したものとなっているか。 レベルⅠ○		一部文言の修正を行った。
6-7 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個人研究室等施設の整備など、十分な教育研究環境を用意しているか。  (移動・統合)	レベルⅠ○	3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。 レベルⅠ○		現行の評価の視点3-16と3-17の内容を統合した。
6-8 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度等）を保障しているか。 レベルⅠ○		3-17 専任教員の個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されているか。 レベルⅠ○		
		3-18 専任教員の教育研究活動に必要な機会（研究専念期間制度等）が保証されているか。 レベルⅡ○		本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合せた。
<b>図書資料等</b>		<b>図書（図書室）の整備</b>		本協会の他の専門職大学院認証評

		価の基準と平仄を合わせるため、項目名を一部変更した。
<p>6-9 図書館（図書室）には、知的財産専門職大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>6-6 図書館（図書室）には、知的財産専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	一部文言の修正を行った。
<p>6-10 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、知的財産専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>6-7 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、知的財産専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	
(移動)	<b>財政的基礎</b>	本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、「財政的基礎」を大項目7に移動した。
(移動)	<p>6-8 知的財産専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル II ○</p>	上記理由を参照。
<b>特色ある取り組み</b>	<b>特色ある取組み</b>	一部文言の修正を行った。
<p>6-11 教育研究等環境の整備について、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	<p>6-9 教育研究環境の整備について特色ある取組みを行っているか。また、その場合、具体的な内容と</p>	一部文言の修正を行った。

<p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p style="text-align: center;">は何か。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	
<p><b>7 管理運営</b></p>	<p><b>7 管理運営</b></p>	
<p>知的財産専門職大学院は、<u>学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。</u>また、<u>専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。</u>さらに、<u>知的財産専門職大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や企業、その他の外部機関との連携等を適切に行うことが必要である。</u></p> <p>知的財産専門職大学院は、<u>固有の目的の実現を支援するための適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。</u></p>	<p>各知的財産専門職大学院は、<u>固有の目的を実現することができるよう、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令等に基づき学内規程を定め、これを遵守しなければならない。</u>また、<u>管理運営に関する体制・学内規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の自律性・自主性、意思決定の適切性・効率性、学問研究の自律性等に十分に配慮する必要がある。</u>さらに、<u>関係する学部・研究科や学内諸機関等との適切な連携のもとに管理運営が行われることが必要である。</u></p> <p>事務組織については、<u>固有の目的の実現を支援するために適切な規模・機能を備えていなければならない。</u>また、<u>関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていることが必要である。</u></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準を参照しつつ、評価の視点の内容に鑑み、本文を全体的に変更した。</p>
<p><b>管理運営体制</b></p>	<p><b>管理運営、規程の整備</b></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、項目名を一部変更した。</p>
<p>7-1 <u>管理運営を行う固有の組織体制を整備しているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p>	<p>7-1 <u>知的財産専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備されているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベルⅠ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>

<p>7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用しているか。 レベル I ○</p> <p>(削除)</p> <p>(移動)</p>	<p>7-2 知的財産専門職大学院の管理運営について、関連法令に基づく適切な規程が制定され、適切に運用されているか。 レベル I ○</p> <p>7-3 知的財産専門職大学院の設置形態にかかわらず、<u>教学、その他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の知的財産専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。</u> レベル I ○</p> <p>7-4 知的財産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。 レベル I ○</p>	<p>学校教育法の改正を踏まえつつ、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるという観点から、現行の評価の視点7-3の内容を再検討し、評価の視点7-2に整理・統合を行った。</p> <p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合せた。</p>
<p>専任教員組織の長の任免</p>	<p>(新設)</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、項目として新設した。</p>
<p>7-3 知的財産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用しているか。 レベル I ○</p>	<p>7-4 知的財産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。 レベル I ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>

<p><b>関係組織等との連携</b></p>	<p><b>関係組織等との連携</b></p>	
<p>7-4 知的財産専門職大学院と関係する学部・研究科等を設置している場合、それらとの連携・役割分担を適切に行っているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>7-5 企業、その他外部機関との連携・協働等が適切に行われているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>7-5 知的財産専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、当該学部・研究科等との連携・役割分担は適切に行われているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>7-6 企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定・契約等の決定・承認や資金の授受・管理等は適切に行われているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p> <p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合せた。 また、内容の重要性に鑑み、レベルを引き上げた。</p>
<p><b>財政基盤の確保</b></p>	<p><b>財政的基礎</b></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、項目名を一部変更した。</p>
<p>7-6 知的財産専門職大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>6-8 知的財産専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル II ○</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合せた。</p>
<p><b>事務組織</b></p>	<p><b>事務組織</b></p>	
<p>7-7 知的財産専門職大学院の管理運営及び教育研究</p>	<p>7-7 固有の目的の実現を支援するために適切な規</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評</p>

<p><u>活動の支援を行うため、その設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置を行っているか</u>（「大学院」第35条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>7-8 事務組織は、関係組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p><u>模・機能を備えた事務組織が設置されているか。</u>（「大学院」第35条）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>7-8 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p>価の基準等も参照しつつ、適切な内容となるよう変更した。</p>
<p><b>特色ある取り組み</b></p>	<p><b>特色ある取組み</b></p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p>7-9 管理運営、事務組織について、<u>固有の目的に即して、どのような特色があるか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル II ○</p>	<p>7-9 管理運営、事務組織について、<u>特色ある取組みがあるか。また、その場合、具体的な内容とは何か。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル II ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p>
<p><b>8 点検・評価、情報公開</b></p>	<p><b>8 点検・評価、情報公開</b></p>	
<p>知的財産専門職大学院は、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、<u>教育研究活動を不断に点検・評価することにより、改善・改革に結びつける必要がある。</u>また、<u>これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。</u></p> <p><u>知的財産専門職大学院は、透明性の高い運営を行う</u></p>	<p><u>各知的財産専門職大学院は、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動を不断に点検・評価して、改善・改革に結びつける必要がある。</u>また、<u>透明性の高い運営を行うため、各知的財産専門職大学院の自己点検・評価の結果をはじめ、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たさなければならない。</u></p>	<p>評価の視点の内容について整理・追加を行ったことから、これに合わせた適切な内容となるよう、左記のとおり修正を行った。</p>

<p>ため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。また、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することも必要である。</p>		
<p><b>自己点検・評価</b></p>	<p><b>自己点検・評価</b>  <b>改善・向上のための仕組みの整備</b>  <b>評価結果に基づく改善・向上</b></p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準を参照しつつ、関連する項目を統合した。</p>
<p>8-1 自己点検・評価のための独自の組織体制を整備し、<u>教育研究活動に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を実施しているか</u>（「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備しているか。<u>また、それらをどのように教育研究活動の改善・向上に有効に結びつけているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p style="text-align: center;">(統合)</p>	<p>8-1 自己点検・評価のための<u>仕組み・組織体制を整備し、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的・継続的に実施しているか</u>。（「学教法」第109条第1項）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>8-2 自己点検・評価、認証評価、<u>外部評価等の結果を知的財産専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつける仕組みを整備しているか。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p> <p>8-3 <u>自己点検・評価、認証評価、外部評価等の結果を知的財産専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結びつけているか。</u></p>	<p>第1期認証評価の経験を踏まえ、かつ、再度法令の規定の確認も行ったうえで、より適切な内容となるよう、修正を行った。また、関連法令を追加した。</p> <p>現行の評価の視点8-2及び8-3の内容を再検討し、かつ、本協会の他の専門職大学院認証評価の基準も参照したうえで、内容の整理を行い、1つの評価の視点に統合した。</p>

<p>8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応しているか。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ○</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">レベル II ○</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準を参照しつつ、第2期の認証評価を開始するにあたり、過年度の認証評価において指摘された事項に対する取り組み状況に関する視点は不可欠であることから、新たに追加した。</p>
<p>情報公開・説明責任</p>	<p>情報公開</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合せた。</p>
<p style="text-align: center;">(移動)</p> <p>8-4 知的財産専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか（「学教法施規」第172条の2）。</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p><u>(1) 教育研究上の目的に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育研究上の基本組織に関すること。</u></p>	<p>8-4 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか。</p> <p style="text-align: center;">(「学教法」第109条第1項)</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>8-5 知的財産専門職大学院の組織運営及び諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。（「学教法施規」第172条の2）</p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p><u>1-3 固有の目的は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか。</u></p> <p style="text-align: center;">(「学教法施規」第172条の2)</p>	<p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準と平仄を合わせるため、視点番号の入れ替えを行った。</p> <p>一部文言の修正を行った。</p> <p>情報公開の対象範囲について、「学校教育法」第172条の2第1項第1号乃至第9号の内容を記載することとし</p>

<p>(3) <u>教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。</u></p> <p>(5) <u>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。</u></p> <p>(6) <u>学修成果に係る評価及び修了認定に当たつての基準に関すること。</u></p> <p>(7) <u>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。</u></p> <p>(8) <u>授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。</u></p> <p>(9) <u>学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。</u></p> <p>8-5 <u>自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか（「学教法」第109条第1項）。</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>2-28 <u>修了者の進路状況等を把握し、この情報が学内や社会に対して公表されているか。</u> <u>（「学教法施規」第172条の2）</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p> <p>8-4 <u>自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか。</u> <u>（「学教法」第109条第1項）</u></p> <p style="text-align: right;">レベル I ◎</p>	<p>た。</p>
---	---	-----------

特色ある取り組み	特色ある取組み	
<p>8-6 自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p>8-6 自己点検・評価、認証評価、外部評価等、それらに基づく改善・向上の取組み、情報公開について、特色ある取組みがあるか。また、その場合、具体的な内容とは何か。</p> <p style="text-align: right;">レベルⅡ○</p>	<p>一部文言の修正を行った。</p> <p>本協会の他の専門職大学院認証評価の基準等も参照しつつ、適切な内容となるよう変更した。</p>